

(案)

11 原委第 43 号
平成 11 年 7 月 16 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉の設置変更〔原子炉本体
及び放射性廃棄物の廃棄施設の変更〕について（答申）

平成 11 年 4 月 20 日付け 11 安（原規）第 45 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。